

カトリック改革——聖像画をめぐる教令を中心として——

西南学院大学博物館学芸研究員 宮川由衣

はじめに

教会史における重要な出来事の一つに「カトリック改革 *reformatio catholica, katholische Reform, Catholic Reform, réforme catholique*」¹がある。第二次世界大戦以前の通史においては、カトリック教会における改革は、ルターなどによる宗教改革に対抗するカトリック側からの対応を示す概念、すなわち「反対宗教改革」の意味で用いられるのが通例であった。わが国においては、明治時代の西洋史学者、教育者として知られる箕作元八(1862-1919)がドイツで生まれた「反対宗教改革 *Counter-Reformation*」という概念を「宗教改革への反動」と邦訳しており、後にこれは「反動宗教改革」、「反宗教改革」、そして「対抗宗教改革」といった用語で定着している。このようなカトリック教会における改革をルターらによる宗教改革への反動と見る歴史観に基づいた「反対宗教改革」の概念は、いまだに高校世界史教科書や歴史用語集で通説として普及している。しかし、こうした歴史観は、19世紀末以降、とりわけ第二次世界大戦後の宗教改革史研究において、カトリック、プロテスタントを問わず研究者のあいだで見直されている。すなわち、今日において「カトリック改革」とは、「いわゆる中世後期において始まり、プロテスタントの改革、教会分裂の危機を契機として教皇制をもちとり、トレントの会議を通じて発展した教会の内的自発的刷新運動」²を指す概念として用いられているのである。

こうした内的自発的刷新運動としてのカトリック改革の主翼を担ったのがイエズス会であった。イエズス会は、イグナチオ・デ・ロヨラ (Ignacio de Loyola 1491-1556) によって1540年に創設された修道会である。日本では、1549年のザビエル (Francisco Xavier 1506-52) 渡来以来、1640年半ばまで約310名の会員が宣教活動に従事した。1605 (慶長10) 年には、信徒の数は全国で75万人に達したとされる³。

キリスト教の布教において教育を重視したイエズス会は、セミナリオと呼ばれる教育機関を設立した。ここではラテン語や西洋音楽の教育が行われたが、それらと並んで油絵や銅版彫刻や印刷などが教えられていたことが注目される。イエズス会の創設者であるイグナチオ・デ・ロヨラは、イメージを重視しており、イエズス会はイメージの伝播の速さとその効力を布教に最大限に活用していったのである。教会および信仰生活におけるイメージの使用、すなわちキリストや聖母マリアを描いた聖像画⁴の崇敬を積極的に認める教令は、カトリック改革期における最も重要な出来事であるトレント公会議の中で決定され、公布された (トレント公会議第25総会 1563年12月3日「聖人の取次ぎと崇敬、遺物、聖像画についての教令」)。これに先立ち、16世紀はじめの宗教改革期、とりわけ1523年から25年にかけては、ツヴィングリ主義が優勢であった地域を中心に各地で聖像画の撤去、破壊といった事態が頻発していた。こうした中、トレント公会議において示された聖像画をめぐる教令は、改革を通して自己認識されたカトリック教会における正統的信仰教義の重要な要素の一つとなったのである。

本稿では、はじめにカトリック改革という概念の成立史を確認したうえで、四期にわたる改革の内容を振り返る。さらに、カトリック改革期の最も重要な出来事であるトレント公会議で決定された教令のうち聖像画をめぐる教義の内容とその歴史的意味を考えたい。

「カトリック改革」の概念の成立

ルターなどによる宗教改革に対抗するカトリック側からの対応を示す概念として、「反対宗教改革 *Gegenreformation, Counter-Reformation*」という言葉が最初に用いたのは、ゲッティンゲン大学のピュッター (Johann Stephan Pütter) であると言われる。ピュッターは1776年の著書『アウクスブルク信仰告白 *Die Augsburgische Confession*』において、「反対宗教改革」を一つの精神・宗教現象としてではなく、法制史家の立場から、「カトリック領主がプロテスタント化された領地を、カトリック信仰生活再生のために奪回するための個々の行動」を指す諸々の現象として複数形で理解していた。さらに、「反対宗教改革」を精神史一般にわたる現象、カトリシズムの歴史的現象として理解したのがプロテスタントの史家ランケ (von Ranke) である。ランケは1843年『宗教改革時代のドイツ史 *Deutsche Geschichte im Zeitalter der Reformation*』の末尾の文章において、「宗教改革時代に続いて反対宗教改革時代が来た」と述べており、「反対宗教改革」を統一的な現象として把握している。「反対宗教改革」という時代概念をめぐる最初の大学講義が開かれたのは1876年、ボンにおけるリッター (Moriz Ritter) による「反対宗教改革時代のドイツ史」であり、この概念はドイツ以外の歴史家のあいだでも徐々に用いられるようになり、“*contre-réforme, Counter-Reformation, controriforma*”といった言葉が生まれた。

他方、ルターの宗教改革に先行する改革運動がすでにカトリック教会内部から起こっていたことを指摘し、それに「カトリック宗教改革 *katholische Reformation*」なる名称を与え、カトリック改革という概念の創始者となったのがプロテスタントの史家マウレンブレヒャー (Wilhelm Maurenbrecher) である。彼は、1878年、79年にボン大学で「宗教改革時代史」について講義を行い、その研究成果を『カトリック改革の歴史 *Geschichte der katholischen Reformation*』(1880年)において書物として残している。その序文においてマウレンブレヒャーは、「反改革の根源は改革の最初の時期以前にまでわたり、その個々の萌芽はドイツのあの精神運動以前の世代に植えつけられていたことがわかった。福音派のあるいはプロテスタントの改革のほかにはカトリック改革なるものを認めるべきである」⁵と述べている。

しかし、改革は新しい教会においてのみ可能だと考えたルター派の学者からは、カトリック改革という概念を用いることに対して激しい反対があった。また、カトリック史家のあいだでもその概念に対して否定的な見方もあったが、カトリックの教会史家パストール (Ludwig Freiherr von Pastor) によってカトリック改革の概念は一般化された。さらに、パストールが明らかにしたカトリック改革の経過叙述はプロテスタント史学者のあいだでも受け入れられてゆき、たとえばゲッツ (Walter Goetz) は、『プロピレーン世界史双書 *Propyläen-Weltgeschichte*』の第五巻 (1930) で、「改革に対する戦いに先立って教会の内的更新、カトリック改革があったのだから、反改革という言葉はこの時代の内容を説明するのに不十分である」⁶と述べている。そして、パストール以後の研究では、その改革の構造がより明確に分析されていった。そこで、次節では四期にわたるカトリック改革の構造を見てゆこう。

「カトリック改革」の構造

カトリック改革およびルターによる改革の両方において、アヴィニョンの教皇制(1309-77)および西方の大分裂(1378-1417)を通して生じた教会生活の悪弊がその背景にある。教皇がアヴィニョンにあってキリスト教社会を統治するには大きな財政的困難があった。こうした中、すでに俗化されていた聖職禄制は一層俗化され、教皇は免償符を販売し、聖職売買の風習に依存した。さらに、新しい聖職設定、教皇の特免権の範囲拡大、そして縁故関係による聖職任命などが行われたが、これらはいずれも財貨集中体制の一環であった。こうしてアヴィニョン時代に表面化した教会生活の悪弊は、分裂時代にさらに広まっていったのである。

さて、このような状況に陥った教会を改革しなければならないという声は、教皇のアヴィニョン移住二年後にフランスのヴィエンヌで開かれた会議においてすでにあがっていた。マンドの司教デュランが提出した意見書『公会議開催の方法と教会の墮落改革について *De modo concilii generalis celebrandi et corruptelis in Ecclesia reformandis*』は、「教会の頭と肢体の改革 *reformatio tam in capite, quam in membris*」を要求した⁷。「頭の改革」、すなわち教皇庁の改革についてこれほど明確なたちで改革要求を提出した会議はこれ以前にはなかったが、フランス王権との対立などの事情もあり、改革案の多くは実現には至らなかった。

こうして会議による改革が不成功に終わっていた間に、教皇や教皇庁といった頭からの改革ではなく、個々の地方の信徒、司祭、司教、修道者たちのあいだで生活の改革というかたちでの自己改革が起こっていた。このような下からの改革、すなわち「肢体の改革」は、14世紀末から発生し、15世紀には明確となった。これがカトリック改革のはじまり、すなわちカトリック改革第一期である。その一般的特徴は、「自己の内省、そこから出る使徒的活動、愛徳の実行」であった⁸。だが、このような第一期の改革は、個々の地方、教会の一部での断片的改革にとどまり、教会全体の流れとはならなかった。

続くカトリック改革の第二期は、「肢体の改革」の波が教皇庁に浸透し、改革が教皇の指導のもとに推進されはじめた時代であり、教皇パウルス三世の治世(1534-49)とともに始まった。ドイツではじまり、南欧にまで広がっていたルターの改革の影響は、教皇庁の指導による改革発展の動機ともなったが、その根本にはすでに第一期において起こっていた自己改革があった。したがって、第一期と第二期とのあいだには思想および人物の連続が見られる。たとえば、改革の第一期の1517年に、不在司教に対して在地義務を説くザクセンのルードルフ(Ludolf von Sachsen 1300頃-78頃)らが教皇に改革を要求して書いた『レオへの勧告書 *Libellus ad Leonem*』と、改革の第二期、1537年に教皇パウルス三世が九人の改革者をして提出させた『教会改革建議書 *Consilium de emendanda ecclesiae*』⁹とのあいだには親密な連関がある。また、カトリック改革第二期の1540年に、イグナチオ・デ・ロヨラがカトリック改革と世界宣教の主要な担い手となるベネチア会を設立したが、彼は改革の第一期に属するザクセンのルードルフの『キリスト伝 *Vita Christi*』の影響を受けて修道士となったのであった。

カトリック改革第二期における最も重要な出来事は、教皇パウルス三世によるトレント公会議の開催(1545)¹⁰と、会議の第一期(1545-47)、第二期(1551-52)における信仰教義教令の決定である。そしてカトリック改革の第三期は、プロテスタントの教説に対して自己の立場を明らかにした教会がトレント公会議の第二会期で示された教導、司牧の理想を第三会期(1561-63)で改革教令として具体化した時期である。さらに、トレント公会議の改革教令が教

皇の指導のもとに具体的措置で実施され、補足される時代がカトリック改革の第四期であり、この時期にグレゴリオ暦の制定(1582)やウルガタ聖書の改訂(1590、92)などが行われた。その期間は教皇ピウス四世(1559-65)の時代から教皇クレメンス八世(1592-1605)までと考えられるが、部分的には18世紀にまで及んでいる¹¹。

聖像画をめぐる教令

さて、カトリック改革の第三期において、プロテスタントの教説に対して自己の立場を明らかにした教会が、トレント公会議の第二会期に示したことを教令として具体化した例として、聖像画をめぐる教令について見てゆこう。

まずはその歴史的背景として、プロテスタントにおける改革運動の影響下で起こっていた出来事を確認しておく。宗教改革期、とりわけ1523年から25年にかけて、各地で聖像画が撤去され、破壊される事件、すなわち聖像画破壊運動(イコノクラスム)が起こっていた¹²。こうした破壊運動が起こったのは、ツヴィングリ主義が優勢であった地域が中心であった。宗教改革の指導者の一人ツヴィングリ(Huldrych Zwingli 1484-1531)によれば、「主は心の内にあり、聖像画はそれを乱すもの、全て否定されるべきもの」とされた¹³。そして、その論拠として、特にモーセの十戒——「あなたはいかなる像も造ってはならない」(出エジプト20:4)——が重視された。つまり、教会に飾られていた聖像画は、聖書において禁止されている偶像とみなされたのであった。一方、宗教改革のもう一方の代表的指導者であるルター(Martin Luther 1483-1546)は、基本的には聖像画を否定するが、聖像画そのものは重要な問題でないとする¹⁴。このため、ツヴィングリ主義が優勢であった地域では聖像画の撤去、破壊が徹底され、ルター主義圏ではむしろ民衆の伝統的イメージ、シンボルを流用したプロバガンダが進められたのであった。

他方、カトリック教会においては、プロテスタントが偶像として否定した聖像画は宣教のために積極的に用いられた¹⁵。プロテスタントの改革者たちが聖書と信仰のみによる合理的な神の理解を訴えたのに対し、カトリックは視覚イメージによって聖書の言葉をより近づきやすくし、理性よりも感情に訴えて信仰心を昇揚させようとしたのである¹⁶。トレント公会議が終結する1563年の第25総会で議決・公布された「聖人の取次ぎと崇敬、遺物、聖像画についての教令」では、信仰における聖像画の役割が以下のように確認された。

キリスト、聖母、諸聖人の聖像画を教会堂内に置き、それにふさわしい崇敬をささげるべきである。しかし、聖像画の中に神性または神の能力があるかのように表敬してはならない。過去の異邦人が偶像から期待したように、その聖像画から何かを求めたり、それに信頼したりしてはならない。聖像画に対する表敬は、それによって表わされた原型に向けられるものであり、聖像画に接吻し、その前で帽子を脱ぎ、ひざをつくのは、それを通してキリストを礼拝するのであり、キリストにならった聖人たちを崇敬するのである。このことは、聖像画破壊論者に対するこれまでの公会議、特に第2ニカイア公会議の教令によって教えられたことである。(傍点筆者)¹⁷

ここで示されているように、トレント公会議における聖像画をめぐる教令は、8世紀にビザンティン帝国で起こった聖像画破壊運動に対し、聖像画の崇敬について定めた第2ニカイア公会議(787)での決議を踏襲したものであった。ここで重要なのは、第2ニカイア公会議においても確認されたように、「聖像画への崇敬はそれによって表され

た原型に向けられるべき」として、「像」と「原型」とが明確に区別されている点である。それゆえ、「像」と「原型」とを同一視し、聖像画を偶像として否定する聖像画破壊主義の主張は退けられるのである¹⁸。

こうして、教皇庁およびカトリック改革を推進する修道会によって、聖像画は積極的に用いられてゆく。特にその改革の主翼を担ったイエズス会の宣教師によって、聖像画はアフリカ、インド、中国、中南米など世界中に伝播していった。日本においても、イエズス会の宣教師ザビエルによって1549年にキリスト教が伝来し、聖像画がもたらされた。ザビエル以後も宣教師たちは多くの聖像画を携行したが、長途の旅と保存上の便宜から大半が小型の銅板の油彩画であった¹⁹。

こうした招来の聖像画はすぐに需要に追いつかなくなり、日本人の画家によって盛んに模写されていった。1580（天正8）年、肥前有馬にセミナリヨと呼ばれる教育機関が設立されたが、ここではラテン語や西洋音楽と並び、油絵や銅版彫刻や印刷などが教えられていた。1583年にはイタリア出身でイエズス会士の画家ジョヴァンニ・ニコラオが来日し、日本人子弟に油絵、水彩画、そして銅版彫刻を教授している。東京国立博物館所蔵（長崎奉行所旧蔵品）の《三聖人像》（16世紀後期・17世紀初期、カンヴァス・油彩、154.0×100.0cm）は、招来品あるいはニコラオの作と言われている²⁰。この絵については、技法、構図、寸法を同じくする模写が残っており、これはニコラオに学んだ日本人子弟の制作になるものと考えられている。このように、当時の日本では、本格的な美術教育のもと優れた技術をもつ日本人子弟たちが育成されていたと推測される。実際、1565（永禄8）年のイエズス会士ルイス・デ・アルメイダ（Luis de Almeida 1525-83）の報告によれば、「大和宇陀の沢城内の小聖堂にキリスト復活の画像が掲げられたが、それは高山右近の父であるダリオが御用絵師に聖画を写させたもので、ヨーロッパの絵のように巧妙だった²¹という。

また、版画では、スペインのセビリア大聖堂の聖母子像の写しである銅版画《セビリアの聖母》（16世紀、紙・銅版、21.0×13.8cm）がセミナリヨで日本人子弟によって制作されたものと言われており、画面下部には「日本のセミナリヨにおいて、1597」と年記がある。セミナリヨで制作された聖像画の多くは禁教下に失われたが、《セビリアの聖母》は国外に持ち出されていたことで消失を免れ、現在まで残っている²²。

おわりに

聖像画の崇敬は、内的自発的刷新運動としてのカトリック改革のプロセスの中で明らかにされた正統的信仰教義の重要な要素の一つであった。そして、その改革の主翼を担ったイエズス会の宣教師によって、聖像画は世界中に伝播し、日本においても、キリスト教の伝来とともに聖像画がもたらされた。その後、イエズス会による教育制度のもと、優れた技術をもつ日本人子弟たちが育成され、多くの聖像画が制作された。

中世後期に個々の地方の信徒や修道者たちのあいだで始まった自己改革を源流とするカトリック改革は、やがて教皇指導の大きな運動となった。そして、その改革の流れの中で明らかにされた信仰のかたちは、イエズス会によってわが国にも伝わり、たしかにそこに根づこうとしていたのである。

- 3 竹村寛『キリシタン遺物の研究』開文社、1964年、p. 228。
- 4 キリストや聖母マリアを描いた「聖像画」については、「聖像画」と表記される場合もあるが、本稿においては「聖像画」とする。これに伴い、引用文において論述の都合上一部表記を変えたところもある。
- 5 澤田、前掲書、pp. 389-390。
- 6 上掲書、p. 392。
- 7 上掲書、pp. 397-398。
- 8 トリック改革第一期を代表する人物とその活動については、澤田、前掲書、pp. 400-402を参照。
- 9 『教会改革建議書 *Consilium de emendanda ecclesiae*』の邦訳は、『宗教改革著作集 第十三巻 カトリック改革』pp. 307-326に収録されている。
- 10 トレント公会議の教令集として、1567年にリヨンにおいて初版が刊行された『トリエント公会議の教令集』*Conciliorum Tridentinum, hoc est, canones et decretal sacreta oecumenici et generalis Concilij Tridentini*, Lovanii, 1567がある。トレント公会議の教令については、Heinrich Denzinger, Adolf Schönmetzer, *Enchiridion symbolorum, definitionum et declarationum de rebus fidei et morum*, 34. Aufl, 1967（H・デンツィンガー編、A・ジンマーマン監修『カトリック教会文書資料集』浜寛五郎訳、エンデルレ書店、1974年）に部分的に収録されている。公会議史については、H・イエディン『公会議史——ニカイアから第二ヴァティカンまで』南窓社、1986年を参照。トレント公会議の歴史的研究は、A・プロスベリ『トレント公会議——その歴史への手引き——』大西克典訳、知泉書館、2017年を参照。
- 11 なお、第四期の評価にあたって重要なのは条文の単なる実施ではなく、その実施の背後にあった精神あり、それを体現した人びと——ベラルミーノ（Robert Bellarmino 1542-1621）、十字架のヨハネ（Juan de la Cruz 1541-91）、そしてアヴィラのテレジア（Teresa de Jesus de Avila 1515-82）など——である。
- 12 16世紀の宗教改革期における聖像画破壊運動については、踊共二「チューリヒ宗教改革における聖像画破壊について」『西洋史学 146号』、1978年、渡邊伸「ハンス・バルツァング・グリーンと宗教改革——宗教改革時代の絵師とその周辺——」『長崎大学教養部紀要 30(1)』人文科学篇、1989年を参照。
- 13 渡邊、前掲書、pp. 14-15。
- 14 ルターによれば、旧約の戒律は新約以降キリスト者を拘束せず、新約において聖像画崇拝は禁じられているが、聖像画自体は禁じられていない。したがって、聖像画崇拝は聖人、ミサ等の問題の一環として攻撃されるが、それ自体は用い方によっては有益とし、むしろ聖像画破壊がもたらす災いの方が問題とされる（上掲書、p. 15）。
- 15 カトリック教会による聖像画の積極的活用動きをめぐる美術史的考察については、宮下規久朗『聖と俗——分断と架橋の美術史』岩波書店、2018年、pp. 11-17を参照。
- 16 上掲書、p. 11。
- 17 H・デンツィンガー、前掲書、p. 315。引用文において論述の都合上一部表記を変えたところもある。
- 18 8世紀ビザンティン帝国で起こった聖像画破壊運動とそれに対する聖像画擁護については、拙稿「イコン——受肉の神秘への眼差し」、『東方キリスト教との出会い——祈りのかたちとその拡がり——』西南学院大学博物館展覧会図録、インテックス、2018年、pp. 26-28を参照。
- 19 『東京国立博物館図版目録 キリシタン関連遺品篇』東京国立博物館編、2001年、p. 18。
- 20 『日本の美術 第144号 踏絵とロザリオ』至文堂、1978年、p. 7。
- 21 上掲書、p. 32。
- 22 1869年、《セビリアの聖母》は当時長崎の大浦天主堂に赴任していたプティジャン神父によってマニラで発見された。同じくセミナリヨで制作された銅版画《聖家族》とともにローマ教皇に献じられたが、これらは日本にとって貴重な資料であるとして下賜され、長崎に持ち帰られた。

1 カトリック改革の概念の成立史については、澤田昭夫「カトリック改革の概念と構造」『ヨーロッパ・キリスト教史』第3巻、中央出版社、1971年、pp. 387-410を参照。カトリック改革期における主な著作は、『宗教改革著作集 第十三巻 カトリック改革』澤田昭夫他訳、教文館、1994年に収録されている。

2 澤田昭夫「カトリック改革の概念と構造」『ヨーロッパ・キリスト教史』第3巻、p. 409。